

平成 29 年度 第 4 回湖西市男女共同参画審議会

会議録兼意見書

記録者 市民協働課 林

- ▶ 日 時: 平成 29 年 12 月 7 日(木) 14 時 00 分～15 時 00 分
- ▶ 場 所: 湖西市防災センター 2 階 対策室
- ▶ 出 席 者
委 員: 武田圭太、山下美恵子、栗本聡、荒井千鶴子、鈴木愛子、末吉由佳、中村哲子、
笠木正憲、原道也、小池律江
事 務 局: 企画部長、市民協働課 (課長、係長、主任、主事)
- ▶ 資 料: 次第
湖西市男女共同参画推進条例 (案)
湖西市男女共同参画推進条例施行規則

▶次第

- 1 開 会
- 2 市民協働課長あいさつ
- 3 協議事項
(1) 湖西市男女共同参画推進条例改正案及び施行規則案について
(2) 湖西市男女共同参画推進条例改正のための答申について
- 4 その他
- 5 閉 会

1. 開会

2. 市民協働課長あいさつ

3. 協議事項

(1) 湖西市男女共同参画推進条例改正案及び施行規則案について

◆審議会委員の意見

会 長: 三回にわたって審議してきましたが、本日で一度区切りをつけて答申をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは早速「3. (1) 湖西市男女共同参画推進条例改正案及び施行規則案について」ということですが、これまでの間に、議会のご意見等も事務局に入ってきているという話なので、審議に入る前に事務局から説明をお願いします。

事務局: 湖西市議会の総務経済委員会での勉強会で出たご意見を報告します。〈勉強会でのご意見報告〉

会 長: ありがとうございます。そういうことも踏まえて、本日の協議事項、2点ありますが、これまで審議していただいたことについて最終的な決議をお願いしたいと思います。

まず1点目は、お手元の湖西市男女共同参画条例 (案) の3ページ目、第3条6号についてです。この表記については、前回3回目の審議会で、ほぼ確定させていただいた

と記憶しています。この事項について、専門家の立場から弁護士の先生に補足していただいた方が、皆さんの理解が深まるかと思しますので、お願いします。

委員：この条文については、会議には出席できませんでしたが、湖西市の職員の方からもご連絡いただいてメール等で意見などを述べさせていただきました。この問題意識としては、「女性の意思を尊重する」文言と、しかし「両性の合意により決定」という文言が一見矛盾するというか、結局どちらなのかわかりにくい、例えば、男性が行方不明であったり、婚姻外の妊娠であった場合に、「両性の合意により」という言葉を強調しすぎると、運用に不便な状況も生じるのではないかと、という問題意識だと思ったのですが、結論から言うと、実際にはあまり問題がないのではないかとこの見解を述べさせていただきます。ポイントになるのは、父子関係が、法律上どのように生じるかというところまで遡って考えるところです。ご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、お母さんと子ども、つまり母子関係は、分娩の事実から自動的に認められるということになっています。しかし父子関係については、通常分娩はしないため、嫡出推定が及ぶ、及ばない、というものが関わってきます。嫡出推定が及ばない場合は、認知をすることによって父子関係が生じる、ということになります。翻って考えると、例えば、何かしらの性的暴力による不本意な妊娠をしてしまった、とか、婚姻外で嫡出推定が及ばない妊娠をしてしまった、という場合は両性の合意じゃないといけない、しかし法律上父親がいない、ということになります。そうすると、妊娠している母親だけの意思でものごとを決定できる、という理屈になってくるわけです。ここで「両性の合意により決定し…」という文言については、あくまで事実上、父親がわかっている、概ね当たり前の、平和的な状況においては、母親だけではなく、胎児の父親の意思も踏まえながら、なるべく二人で話し合っただけで決めましょう、ただ、我々としては、「産む性」である女性の意思を尊重すべきだというメッセージも込めるわけですから、究極的には、「女性の意思を尊重した上で」胎児の父親が誰か明らかにわかっている状況であれば、できる限り話し合っただけで物事を決めよう、というメッセージを発することがこの条文の趣旨ですので、運用上は大きな問題は生じない、したがって、この条文はこの通りで良いのである、という意見を述べさせていただきます。

会長：ありがとうございました。先生からも、この表記で問題はないという話でしたので、原案のままで答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：一つ補足をよろしいでしょうか。

会長：どうぞ。

委員：先ほど申し上げました話に補足をしますと、私は専門外で詳しくはないのですが、優生保護法云々の関係で、中絶の場面での医師のマニュアルでは、原則として胎児の父親の同意が必要だとしていますが、何らかの事情で胎児の父親の、父親と思われる男性の同意が得られない場合には、母親の意思で中絶できる、というルールもあるようですので、それと並行的に理解することも可能だと思います。これはこれで問題はないのだろう、ということです。

会長：ありがとうございました。他の皆さんはいかがでしょう。それでは第3条第6号の表現についてはこの表現で答申させていただきます。

続きまして、もう一つの諮問されていた課題ですが、条例の分量が多いということと、もっとわかりやすい表現にして、なじみやすい条例にしてほしいとの要請がありました。

ので、これにつきましては、前回までの間にかなり整理整頓をして、条例としないまでも規則の形として運用面で機能面を高める、活用しやすくして、もともとの表現を損なわない形で、事務局のほうで整理させていただいたということです。第3回審議会ですその整理の仕方について意見を伺ったのですが、いきなり原案を出されて、細部にわたって見ていただくのは困難かということで、確認の時間を取るために本日の審議会を改めて設けたということです。第3回審議会の部分で、条例の文章、文言、及び表記について変更すべきではないか、というご意見をいくつかいただきました。その点については、会議録という公式な記録文書として全て記載させていただいております。改めてこの会の目的を再度確認していただきたいと思いますが、諮問されている課題というのは、条例の数を整理して、わかりやすさを委員の皆様それぞれの視点から検討いただきたいということだったわけです。そうは言いますが、非常に流動的なテーマですので、こうして作業している間にも、いろいろな問題が付随して出てくる、ということは否定しがたい部分もあると思います。それについては、今回は貴重なご意見として承りまして、意見書のような形で、市長には答申させていただこうと考えています。本年度でこのテーマがおしまいというわけではないので、前回お出しいただいたご意見については、継続的に審議課題、あるいは広報等のアイデアとして活用させていただきたいと思えます。つまり、ひとまずは、諮問を受けた段階での課題に立ち返りまして、条例文の要約、整理、わかりやすさの再検討ということで第3回審議会を踏まえて本日のまとめの条例案という形になったというふうにしてしようと考えているのですが、そういうこともお考えの上で、改めて細部でどうしても手を入れた方がいい部分がありましたらご意見を出していただければと思います。

委員：今回はまとめということで、新たな課題提起はできない、ということですので、いたしません。

会長：承ったご意見は、答申で意見書として文章を添えて市長に提出しようと考えています。そういうふうにご理解いただければと思います。

委員：せっかく直せる時だから直せるところは直した方が良いのではないですか？これを直してほしいというわけではないですが、他の意見にしても、どうせ直すのだから直した方が良いのではないですか？

会長：私は直してきた原案の整理をする、という諮問を受けているという認識です。

委員：では今回はここまで、ということですね。

会長：はい。恐らく次の作業は継続してやらなければいけないかと思うのですが、この時点では、作業の対象としていただいたご意見を反映したものを、改めて審議の課題とさせていただきます。

委員：時間の無駄のように感じますが、どうせ変更するのであれば、一度に全部やったらどうですかと思うのですが、そういうわけにはいかないのでしょうか？

会長：考え方はいろいろあるかと思いますが、この問題に対する、地域や日本の社会全体の整備の速度の違いは、かなりまちまちになっている状況ですので、そのような状況の変動を見ながら、できれば拙速にならないように、きちんと積み重ねていければと思います。

委員：以前の条文が 35 条あって、今回文章を整理したことで 20 条に収まったということで、読みやすくなったと思います。第3回審議会でも話し合ったように、条例自体はすっきりとさせて、細部に関しては運用しやすい規則の方で規定することができる、というこ

とでした。条例を改正するとなると議会に上程するなど大きな話になってしまいますが、規則ではそこまでの手続きが要らないということで、第3回審議会であった多くのご意見も、そこに反映できればと思います。

委員：私も20条に「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」とあるので、これから必要なときは規則に定めることもできると思います。前回気になっていた、言葉遣いなど、男女に偏りのない言葉遣いにした方がいいんじゃないかという意見を出しましたが、前回と先ほどの説明にあったとおり、第3条6号がわかりやすくなったので、受け入れやすくなったので良いと思います。

委員：ずっと読ませていただいていたのですが、わかりやすくなったと思います。

委員：この間新しく作った案を説明していただきながら確認してみたところ、箇条書きになってわかりやすくまとまったように感じます。また、第3回などで出た委員さんの、内容に関するご意見については、ゆっくり審査した方が良いのではないかと思います。

委員：今まで指摘したことは、今後議題になりうるのでしょうか？

会長：その可能性はあります。そうしたいと思います。

委員：今回は整理することが議題だったので、それを直したということですね。

委員：この間おっしゃっていた、セクハラの部分ですとか。こういうことは時間をかけて、男女共同参画基本法の流れからのセクハラがメインだったりするので、その辺をどう汲み上げていくかということになると思います。

委員：そうなんですね。しかし、条例全体として20条になり、すごく読みやすくなったので、上手くまとめられたと思います。

委員：新参者ですので、とやかく言うような力もございませんけれども、やはり簡略されたということはわかりやすく良いと思います。素人が読んでもしつかり把握できない部分もありまして、文章が長ければ長いほどさらに難しく感じるので、みんなが読むのであれば、簡略されて、はっきりとした文章であれば良いと思います。先ほどもお話がありました、性の理解とかですね、私もわかりました。

委員：私も整理された内容について良いと思います。

委員：第3回審議会の前に2点ほど連絡させていただきましたが、それについても反映されているので特に問題はありません。あとは、1点、大勢に影響はありませんが、第11条と第13条に、「第18条の湖西市男女共同参画審議会」とあります。第18条に「湖西市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）」とあり、恐らく、この条文以上の条文では省略できず、以下の条文からようやく審議会と呼んで良いという考えで表現していると思いますが、第18条で審議会という言葉の定義づけがされているので、それ以前の条文で省略された呼称が使用されても問題はありません。でするので省略していた方がスマートになるということはあるかもしれませんが、最初に申し上げたとおり、大勢に影響はありませんので、直さないの外に出せない、というわけではありません。

会長：今のご意見に事務局としてご意見はありますか？

事務局：先生のおっしゃる通りですので、ご意見を頂戴した中で、答申後に当局で参考にして見直しをさせていただきたいと思います。また、この後議会に上程する前の過程で例規審査という審査もあります。その中でもこれ以外にご指摘があるかもしれませんが、そういう過程を踏まえていきたいと思っています。

委員：資料2の時に、18条の3というのがありましたよね、これはどうなりましたか？意味が

あるのですか？

事務局：もともと、審議会の規定を審議会規則として作成しようと考えていて、附則を一つ追加していたのですが、男女共同参画推進条例施行規則に審議会について当てはめる形にしましたので、ここは必要なくなったという考え方です。また、第20条に、委任規定があり、ここで規則に定めることが記載されていますので、これによって規則に定めています。

会長：よろしいでしょうか。それでは、協議事項の2番につきましても原案を認めていただいたということにさせていただきたいと思います。皆さん長時間にわたってご活発な審議をしていただき、ありがとうございました。この後市長さんに答申をさせていただきたいと思います。

4. その他

5. 閉会

この会議録の内容をもって、湖西市男女共同参画推進条例改正案及び施行規則案についての湖西市男女共同参画審議会の意見とする。

湖西市男女共同参画審議会 会長 武田圭太